

# 新たな取組チャレンジ事業者応援補助事業

## 補助金交付要領

令和4年9月20日

見附市地域経済課

<b>1</b>	<b>事業の目的</b>
----------	--------------

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換など、繰り返しアイデアを出しながら新しい取組にチャレンジしようとする事業者に対して補助金を交付し、事業の継続・成長を後押しする。

<b>2</b>	<b>補助対象者</b>
----------	--------------

市内に事業所等を有している事業者

※ 1次募集で採択された事業者は対象外とする

<b>3</b>	<b>補助対象事業</b>
----------	---------------

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換など、社会活動の変化に対応するための前向きな取組

<b>4</b>	<b>補助対象経費</b>
----------	---------------

新しい取組へのチャレンジに伴って発生する経費で、以下のいずれかに当てはまるもの

①機械装置等費	機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費
②開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発等にもなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出店または商談会に参加するために要する経費
④広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等を活用するために支払われる経費
⑤外注費	①～④に該当しない経費であって、新しい取組へのチャレンジに必要な業務の一部を外注するために支払われる経費
⑥「新潟県新事業チャレンジ補助金」の採択を受けた事業の①から⑤に係る自己負担分（県に申請した補助対象経費から県補助額を引いて残った部分）	

※事業者が直ぐに事業実施できるよう、県補助金を使わない場合は申請受付開始後（9/20）、県補助金を使う場合は県の「事前着手届」着手予定年月日以降の実施

を認める。ただし、審査の結果、補助対象にならない場合があることを周知する。

<b>5</b>	<b>補助金額</b>
----------	-------------

(1) 県補助金を使わない場合

対象経費（消費税を除く）の 2/3（千円未満切捨て） 上限 30 万円

(2) 県補助を使う場合

対象経費（消費税を除く）の 1/2（千円未満切捨て） 上限 30 万円

※ 1 事業者 1 回限り

<b>6</b>	<b>審査方法</b>
----------	-------------

(1) 審査員 3 人

商工会工業部会長、商工会経営指導員、見附市地域経済課長

ただし、部会長が申請者となる場合は、副部会長が審査員になるものとする

(2) 審査項目

①チャレンジ性：コロナを乗り越えようとする熱意が感じられるか

②アイデア性：アイデアの着眼点が良いか

③市場性：成功した場合の販路などの見通し

(3) 事業採択基準

審査項目（3 項目）×審査員数（3 人）の 3 分の 2 以上の評価を得た場合に  
事業採択とする。

<b>7</b>	<b>申請受付期間</b>
----------	---------------

令和 4 年 9 月 20 日（火）から 令和 4 年 10 月 31 日（月）まで

※ 郵送提出の場合は、当日消印有効とする

<b>8</b>	<b>申請方法</b>
----------	-------------

補助金の交付を希望する事業者は、次の申請書類を作成し、添付資料を添えて申請  
受付期間内に見附市地域経済課産業企画係まで提出または郵送（送料は申請者負担）  
することとする。

(1) 申請書類

新たな取組チャレンジ事業者応援補助金交付申請書

(2) 添付資料

- ①補助対象経費が確認できる資料（見積書の写しなど）
- ②新潟県新事業チャレンジ補助金の採択を受けた事業の場合は、県に提出した「別記第 1 号様式」、「別記第 2 号様式」、「別記第 3 号様式」及び交付決定通知の写し

<b>9</b>	<b>補助金の交付決定</b>
----------	-----------------

申請書類を審査した結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、補助金の額等を記載した補助金交付決定通知書を送付することとする。

<b>10</b>	<b>実績報告・補助金請求受付期間</b>
-----------	-----------------------

事業完了後、令和 5 年 2 月 28 日（火）まで（郵送提出の場合は、当日消印有効）

<b>11</b>	<b>実績報告及び補助金請求方法</b>
-----------	----------------------

次の実績報告兼請求書を作成し、添付資料を添えて見附市地域経済課産業企画係まで提出または郵送（送料は申請者負担）することとする。

(1) 申請書類

新たな取組チャレンジ事業者応援補助金実績報告書兼請求書

(2) 添付資料

- ①事業の内容が分かる資料（試作品の写真など）
- ②補助対象経費にかかる領収書の写し
- ③新潟県新事業チャレンジ補助金の採択を受けた事業の場合は、県に提出した「別記第 11 号様式」、「別記第 12 号様式」、「別記第 13 号様式」及び補助金額確定通知の写し
- ④振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるもの）

<b>12</b>	<b>補助金の確定</b>
-----------	---------------

実績報告書類を精査した結果、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、振込予定日等を記載した補助金確定通知書送付することとする。なお、実績報告書類を受領してから、10 営業日以内に指定された口座に振り込むこととする。

<b>13</b>	<b>補助金の返還</b>
-----------	---------------

この要領の規定もしくはこの規定に基く交付の決定の内容などに違反した場合は補助金の交付決定の全部または一部を取り消すこととする。なお、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

<b>14</b>	<b>申請先</b>
-----------	------------

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市地域経済課産業企画係  
電話.0258-62-1700 (内線 230)